

会 報



# 日食協

Vol. 133 Mar. 5. 2004

目

## 事業活動

- 平成16年度年初暫定予算決まる ..... -1月28日- ... 2
- 当面の課題 ..... -拡大運営委員会- ... 4
- 消費税勉強会 ..... -1月19日- ... 6
- 環境問題対応の促進 ..... -1月26日- ... 8

## 業務日誌より

- 適正利潤の確保が ..... -各地で新年会- ... 11
- 塩川前大臣を招いて ..... -近畿支部- ... 12

## 商品開発連絡

- 今後のJAS制度のあり方について ..... -(財)食品産業センター企画調査部- ... 23

## 環境問題連絡

- フロン回収の徹底について ..... -環境省・経済産業省- ... 34
- ホームページ開設 ..... -2月4日- ... 38

次

回								
覧								

## 事業活動

# 平成16年度年初暫定予算決まる

－ 1月28日－

平成16年1月28日(水) 鉄道会館ルビーホールにて、12時より臨時理事会が開催された。これは定款第39条2項の定めに従い、来る4月1日より開催される平成16年度の年初活動予算を「暫定予算」として理事会にて議決するものであった。当日は引続いて拡大運営委員会を開催する事として、予め各支部にもご案内し、各支部からの出席者と運営委員会出席者が委任状により各理事の代理を兼ねる形で開催された。議事内容については議事録からの抜粋を掲載したので参照願いたい。

出欠状況      理事総数 25名中      出席理事16名      委任状出席 9名      計25名  
                 監事総数 3名中      出席監事 1名      委任状出席 2名      計 3名

出席理事氏名：

國分勘兵衛（代理 井口泰夫）、磯野 計一（代理 菰田義壽）  
尾崎 弘（代理 高橋雅信）、杉野恵二郎（代理 藤江 清）  
湯浅慎一郎（代理 瀬尾佳英）、三枝 皓祐（代理 小林由郎）  
平野 博史（代理 高崎英二）、濱口吉右衛門（代理 皆川純英）  
幸村 伸彦（代理 大鹿正樹）、中村 成朗（代理 中村潤吉）  
本村 道生（代理 松尾 章）、西村 均（代理 佐藤晃一）  
井岸松根、桑島敏彰、市ノ瀬竹久、岸原 稔

出席監事氏名：

萩原 弥重

議 案      第1号議案 平成16年度年初暫定予算の件

定刻、事務局より開会の案内と本日の出欠状況を報告。理事会の成立を確認。

正・副会長いずれも代理出席なので、定款第14条3項に基づき議長として、専務理事の就任の是非について諮ったところ、満場一致で承認されたので井岸松根専務理事が議長席に着席した。

議長は直ちに議事録署名人として、市ノ瀬竹久理事と岸原稔理事を指名し、了承を得たので議事に入った。

第1号議案 平成16年度年初暫定予算の件

議長より別添資料（資料1）の予算案と策定経緯について説明。事前に各理事・監事に質疑と賛否を問うた結果、全員質問もなく異議もなく賛成との回答文書を得ている旨の報告を行った。改めて出席者に是非を諮った所、異議なく承認された。

なお、この暫定予算は5月に予定されている総会において議決される平成16年度収支予算に包含される事も併せて確認した。

以上で予定の議題の審議を終了したので議長より閉会を告げた。

**平成16年度収支暫定予算(案)** (資料1)  
(自平成16年4月1日～平成16年5月25日)

1 収入の部

大科目	中科目	金額(円)
会費収入	会員会費収入	7,009,000
雑収入	雑収入	1,000
当期収入合計		7,010,000
前期繰越収支差額		8,188,733
収入合計		15,198,733

2 支出の部

大科目	中科目	金額(円)
事業費	調査研究事業費	1,300,000
	知識啓蒙事業費	1,800,000
管理費	人件費	2,320,000
	会議費	700,000
	事務諸費	1,645,000
当期支出合計		7,765,000
当期収支差額		▲755,000
次期繰越収支差額		7,433,733

議案内容について

定款第 39 条により、平成 16 年度年初（平成 16 年 4 月 1 日より平成 16 年 5 月 25 日（総会開催予定日）まで）暫定予算を次の如き立案方針で策定致しました。

収入の部であります。前期からの繰越分については平成 15 年度予算の翌期繰越金額としました。

会費収入については、平成 15 年度実績見込み額の「12 分の 2（2 ケ月分の意）」としました。

支出については、調査研究費・知識啓発事業費ともに平成 15 年度実績を参考としました。

人件費については、平成 16 年度見込み額にて算出しました。

会議費と事務諸費については、15 年度実績（2 ケ月間）と同額として算出しました。

## 当面の課題の確認

### －拡大運営委員会－

前掲の臨時理事会に続いて、拡大運営委員会が開催された。これは従来から年に 1 回、各支部の事務局担当とも情報交換を重ね、連携をとるのが目的で開催して来たものであるが、偶々前年は開催を見送ったので、久方振りの会合となった。当日は東北、四国の両支部を除いて各支部の事務局担当の方々が出席され、総務 20 名の委員会となった。

拡大運営委員会出席者名簿

支部・委員会	日食協役職	氏名	社名	役職
北海道支部	支部長代理	藤江 清	杉野雪印アケス(株)	営業政策部商品政策部長
関東支部	支部長代理	瀬尾 佳英	(株)雪印アケス	営業本部商品政策部長
東海支部	支部長代理	大鹿 正樹	(株)梅澤	取締役商品部部長
北陸支部	支部長	桑島 敏彰	カナカン(株)	代表取締役社長
近畿支部	支部長代理	高橋 雅信	伊藤忠食品(株)	関西支社営業第一部長
中国支部	支部長代理	中村 潤吉	中村角(株)	常務取締役総務部長
九州沖縄支部	支部長代理	松尾 章	コゲツ産業(株)	執行役員経営企画部長
本部	理事	岸原 稔	学識経験者	
	監事	萩原 弥重	(株)ヤグチ	代表取締役会長
運営委員会	副委員長	市ノ瀬竹久	(株)菱食	代表取締役副社長
"	"	塩田 良英	(株)明治屋	取締役流通事業本部副本部長
"	委員	折本 重則	(株)廣屋	取締役営業本部長
"	"	小林 由朗	(株)サンヨー堂	取締役商品部部長

〃	〃	高崎 英二	(株)三友小網	専務取締役営業統括本部長
〃	〃	竹田 勝之	(株)雪印アクセス	常務取締役管理本部長
〃	委員代理	佐藤 晃一	伊藤忠食品(株)	営業第十部部長
〃	副委員	菰田 義壽	(株)明治屋	流通事業本部流通統括部長
〃	〃	井口 泰夫	国分(株)	取締役経営統括室長
本 部	運営委員長	井岸 松根	(社)日食協	専務理事
〃	事務局	林 孝	〃	事業部長

1月28日(水)12時全員集合、昼食の後、事務局が開会の挨拶、そして自己紹介を行った。ここで理事会を開催し終了後、拡大運営委員会の議事に入った。

議題の(1) 消費税対応については1月19日の「消費税対応勉強会」の報告の後で、「消費税対応確認シート」の活用方法について再確認、現状結果に対する当協会の見解についての説明が行われた。(2) 平成16年度支部活動費予算については事務局より、各支部活動の負担の公平を期するため次のごとく活動費の外枠を明示変更する案が出され、質疑の後で原案通り承認された。依って本部事務局ではその後において各支部事務局と連絡をとり、次年度予算を策定中である。(3) 事業活動強化については事務局より「返品問題対応」と「環境問題対応」についての促進の依頼があった。特に環境問題については別掲の如く、農林水産省当局としての強い意向を踏まえて会員各企業の実践活動開始が望まれる所である事を再確認した。

### 支部活動費の予算額について (案)

事務局

予算額の算出方法について、平成16年度より次の如くに改訂する。

- ① 研修会講師の講演料（講師の旅費を含む）については、公平を期する為に、その費用負担は本部より支出する。講師の選定及び交渉は原則各支部が行ない、支払いはいずれかで行ない最終的に本部の「教育研修事業費」にて支出する。
- ② 支部の事務局より、支部活動にともない発生した旅費交通費を忘れずに支払う事とする。
- ③ 支部の事務局担当会社の、事務所費は、各支部会員数（年度開始の4月現在）に比例し、算出する。

従って、支部活動予算の内訳は、

- ① 総会会場費（食事代を含む） ..... 前年実績
- ② 理事及び事務局員の活動旅費 ..... 前年実績
- ③ 研修会会場費（食事代を含む）、資料代 ..... 見込額
- ④ 会員連絡費、事務用消耗品代 ..... 前年実績
- ⑤ 事務所費 ..... 本部算出
- ⑥ その他（特に計上するものがあれば） ..... とする。

これらの実践活動状況その他を含めて各支部からの意見を求めて(4) その他情報交換が行われた。各支部より報告がなされたが、やはり、目下消費税対応が焦眉の課題となった。

また、各支部会員の動向という事で事務局より、北海道支部 北洋塩業(株)殿、中国支部ニイミ物産(株)殿の入会と九州沖縄支部(株) サンフリース殿の退会、(株)ユキワ殿の(株)アールワイフードサービス殿への社名変更の報告がなされた。

14時15分会議は終了した。

## 消費税勉強会

－1月19日－

平成16年1月19日(月)、年明けて早々の月曜日であったが、消費税対応ワーキンググループ、情報システム委員会、関東支部流通業務委員会が共催する形式で「消費税対応勉強会」を東京日本橋の黒江屋国分ビル7階会議室にて10時より開催した。当日は全国各地から、会員の方々の参加があり、東京都食品卸同業会、全国卸売酒販組合中央会からも有志の方々が参加され総勢50名を越す勉強会となった。

この勉強会は、平成15年の12月になってから、本部事務局の方に全国各地から問い合わせ即ち、当協会のスタンス、対応の具体論やらそもそもの経緯、小売業の意向、問題認識のポイント等様々な質問があった所から、上記3委員会に於いて、勉強会形式で問題整理をする事の必要性を確認し、急遽開催が決定したものであった。

幸いにも国分(株)殿の会議室を無料で拝借できるという事になり、会員各位に案内をした。

当日は、事務局の司会に依り定時開会。冒頭消費税対応ワーキンググループ座長 今井哲男氏(株)雪印アクセス)の開会挨拶があった。氏は挨拶の中で、開催に至った経緯を説明した。

続いて平成15年4月、財務省が当初の説明会に於いて消費税改正の説明をしたが、この説明会に出席した鈴木清史氏(当ワーキンググループ委員、国分(株))より、今回の改正の全容を正確に把握するための解説が行われた。

続いて事務局より、これを受けた日本スーパーマーケット協会の受け止め方の説明、今井座長より当ワーキンググループとして運営委員会に対する第1回の報告(15年7月25日付 会報掲載済)の内容、即ち、当協会の当初の受け止め方の説明を行った。

それから事務局より、日本チェーンストア協会の「基本的考え方」(平成15年8月7日付)、財務省の「規則第22条第1項の見直しについて」の内容、当ワーキンググループのそれについての見解、15年10月になっての日本チェーンストア協会の「消費税における総額表示に関する方針、そして大手小売業3社の具体的方針説明の内容(平成15年10月14日現在)を時系列的に順を追って紹介説明した。

更にこれを受けて当ワーキンググループの討議、その結論、そして会員・賛助会員に対する連絡、公正取引委員会に対する依頼(会報に掲載済)、公正取引委員会の「独占禁止法及び関係法令に関するQ&A(会報に掲載済)の紹介を行い、加えてこの「総額表示」についての反論の紹介を行った。

小休憩の後、情報志向型卸売業研究会（(財)流通システム開発センターが事務局）が作成した「消費税総額表示方式に関する対応の手引き」について、その検討チームサブリーダー 長岡宏氏（㈱菱食）に内容の解説をして頂いた。長岡氏は続いて、端数処理の実額がどの位の金額になるのかシミュレーションを行ったその結果の報告があり、円未満の切捨の場合の怖しさを説明した。

事務局はそのあとで、当ワーキンググループが作成した「消費税対応確認シート」の内容説明と活用の仕方について説明を行った。

質疑のあとで、情報システム委員会副委員長 本山利久氏（㈱廣屋）が閉会の挨拶を行って勉強会は終了した。

事務局の方には、当日参加できなかった会員からの要請があり、個別の資料説明の場を設ける等、この問題についての業界の当惑の度は重いものがある。

この中で2月3日の当ワーキンググループ委員会では次掲の如く「消費税の総額表示義務」の影響についての当協会の所信をまとめる所となった。

### 消費税の「総額表示義務」の影響について

社団法人 日本加工食品卸協会  
消費税対応ワーキンググループ

今回の消費税に関する一連の改訂事項の中において、「総額表示義務」については、一部の小売業が、その徹底化を追求する結果、税務当局の言う「消費者の商品選択時における総額表示義務」が、事実は事業者間取引においても「端数処理について当分の間従来方式を認める」に過ぎず、将来は事業者間取引においても「総額取引」を想定としている事から、取引先である卸売業に対して、全ての商談も、営業行為（売価・納価、請求、支払など）も総額で行なう事を連絡してきています。

ここで幾つかの問題が発生しています。

前提的問題として

- ① 我が国の会計基準においては、いずれもその金額表示については「税抜き」が基本となっており、経営実務上も税抜きで全てが語られているがために、社内の何処かの時点で税抜きに変換せざるを得ない。その為にいわゆる「外税方式」が一般的に採用されかつ普及してきていたのであります。従って卸売業では、一部の小売業の為に、内税による取引のシステムを用意し、かつ従来方式と併存させる事が必要になる上に、一部の「税抜き変換」を日常業務で行なっていく事になります。
- ② 消費税には必然的に通貨として通用しない「端数」が発生します。この負担を基本的に、誰が負担するのか、どの時点でどういう端数処理をすれば良いのか、法律で明記せねばならないにも拘わらず、企業間処理に委ねようとしています。我が国の現状においては、すべてに「買い手」が優越的地位に立つので、しわ寄せが中間流通業者に集中します。
- ③ 「端数処理方式の統一」の要望、「外税方式維持」の意向表明などの行動が、現行の公正取引委員会の見解ではすべて「事業者団体行為」では禁止されています。弱

者である一企業がそれぞれの要望を取引先である小売業に対して行なっても、対等の立場での取り決めが出来るとは思えません。

総額取引移行後の問題として

- ① 店頭価格の訴求度に絡み更なる納入価格の切り下げ要求が発生します。
- ② 円未満の端数処理に関して、負担要請が発生します。単価で小数点以下第三位で四捨五入、行単位で円未満四捨五入が公平であり、統一したいにも拘わらずそれが出来ません。
- ③ 取引先毎に対応する事が中間流通業（卸売業）の努めであればシステム、商慣行の複雑さが倍加する事になります。

要望事項として

- ① 少なくとも事業者間取引については、外税方式（従来方式）の継続可能と推進の再確認。
- ② 円未満端数処理について、端数の国庫負担を含めて、各取引段階での公平なしかも統一する為の法制化。

以 上

## 環境問題対応の促進

－ 1月26日－

1月26日(月) 13時30分より農林水産省会議室において、農林水産省主催の「環境自主行動計画フォローアップチーム」の会合が開催され、当協会も出席を要請され、同チームが予め用意した調査票に基づき、現状説明と今後の予定について報告を求められた。

調査票内の実績及び見通しの数値は、いずれも事務局と農林水産省担当者との推計により策定したもので確たる数値とはなり得ないものであるが、当面の目標値を出さざるを得なかったので算出した。参考迄に調査票回答の内容について以下掲載する。

会員各位におかれては、愈々「環境問題対応」に本格的にとり組まねばならない局面となった事をご理解頂きたい。

### 環境自主行動計画についての調査票

貴 団 体 名	社団法人日本加工食品卸協会			
所 在 地	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町2-5-11 江戸ビル4階			
記 入 者 ご 連 絡 先	氏 名	井岸 松根	役 職	専務理事
	Tel 03-3241-6568		Fax 03-3241-1469	
	e-mail			



## 基礎データ

貴業種の主な製品・事業内容

加工食品の卸売業

フォローアップのカバー率（生産量、売上高などわかり易い指標を提示願います。）

売り上げ比率 54.3%

フォローアップの参加企業数

69社

## 温暖化対策

CO<sub>2</sub>排出対策

### 1. 自主行動計画における目標

2003年のエネルギー消費量（もしくは予算額）を1998年比5%削減する。

→2010年           "           を2000年比10%削減する。

### 2. 目標達成のための主要な取組み

排ガス規制指示の遵守。省エネ機器、環境対応機器備品・消耗品の使用。

### 3. 今後、実施を予定している取組み

業界内部の徹底。

### 4. エネルギー消費量・CO<sub>2</sub>排出量の実績及び見通し

	1990年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2005年度	2010年度
電気使用量 (千kwh)				155,892	149,119	144,422		
ガソリン消費量 (kl)				1,735	1,584	1,541		
軽油消費量 (kl)				70	70	59		
エネルギー消費量 (原油換算kl)				38,370	36,638	35,480		34,500
CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )				56,797	54,218	55,997		

### 5. CO<sub>2</sub>排出量増減の要因分析

#### (1) 1990年度～2001年度

エネルギー経費削減の目標値の設定

排ガス規則の遵守

#### (2) 2002年度

購入電力の炭素排出係数の上昇

## 廃棄物対策

### 1. 自主行動計画における目標

事務用消耗品の廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進

リターナブル容器への転換協力。

2. 目標達成のための主要な取組み  
ペーパーレス化の促進
3. 今後、実施を予定している取組み  
(空欄)
4. 廃棄物排出量・再資源化量の実績及び見通し

	1990年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2005年度	2010年度
廃棄物排出量(t)								
種類別内訳 OA用紙使用量				2,195	2,103	2,027		
種類別内訳								

(再資源化の例)

ダンボール、OA用紙、破損空き瓶のリサイクル促進。

5. 廃棄物排出量増減の要因分析
  - (1) 1990年度～2001年度  
(空欄)
  - (2) 2002年度  
(空欄)

**フロン対策**

1. 自主行動計画における目標  
(空欄)
2. 目標達成のための主要な取組み  
業務用冷蔵庫の冷媒フロン流出防止手順の確立。  
冷媒フロンの回収の徹底化。
3. 今後、実施を予定している取組み  
(空欄)

**その他の対策（環境マネジメントシステム、緑化対策、市民運動への参加など）**

ISO14001の導入。

事業所周辺の緑化推進。緑化運動への協賛。

**自主行動計画に関する情報公開の方法及び内容**

(空欄)

**製造工程図と環境負荷の概要**

(空欄)

## 適正利潤の確保が

—各地で新年会—

1月6日(火) 16時より東京・丸の内のパレスホテルにて恒例の缶詰団体共催(当協会は幹事団体)の新年賀詞交換会を開催した。当日は(社)日本缶詰協会副会長 喜岡浩二氏(カゴメ株)が開会のご挨拶。ご挨拶の中で「製品の更なる品質改善により、消費者の信頼回復を図る事。国産品のレベルアップ、安心・安全への充分なる対応と啓蒙」等を強調された。続いて当協会会長 國分勘兵衛氏(国分株)が「日本経済の立直りの兆しありと言われるが、そこで従来を踏襲するのではなく、消費者ニーズにより対応せねばならない。付加価値のある新製品の開発に期待したい」と挨拶し、乾杯の音頭をとった。

開宴後の来賓挨拶は金田英行農林水産副大臣。入澤肇参議院議員、福島啓史郎参議院議員、竹山裕参議院議員が続いて祝辞を述べた。500人を超す政界、官界そして業界のトップが一堂に会しての2時間に亘る新年会であった。

中締めには日本製缶協会会長 三木啓史氏(東洋製缶株)が挨拶し閉宴となった。

近畿支部ではこれに先立ち1月5日(月)夕刻より、大阪太閤園に235社、783人を集めて新春名刺交換会を開催した。

恒例の如く、大阪府食品卸同業会、大阪乾物卸商組合、食品新聞社と当協会の4者に依る共催。

主催者を代表して当協会近畿支部長 尾崎弘氏(伊藤忠食品株)が、「東京で開かれた酒類食品業懇話会の賀詞交換会で國分勘兵衛会長が挨拶で述べられた“適正利潤に残る年にしよう”という考え方に同感である。メーカー、卸、小売、それぞれに互いに競争はあろうが、卸として本来の機能の独自性を発揮すべきだ」と挨拶された。

続いて山川雅則近畿農政局局長の来賓挨拶。乾杯は大阪府食品卸同業会会長 古瀬雅通氏(カネトミ商事株)が音頭をとり開宴、同会副会長 米谷晴生氏(株大トウ)が「このパワーを結集して、メーカー・卸・小売の共存共栄を今年こそ実現させたい」と中締めで挨拶された。

一方、九州沖縄支部では1月5日(月)11時よりホテル日航福岡に約550人を集めて新春交礼会が開催され、九州沖縄支部長 本村道生氏(コゲツ産業株)が「世界が非常に近くなった。流通業界においてもそれは言える事である。その中で“卸必要論”を当協会が提唱して来ているが、社会の“全体最適”の必要性の認識と共に理解も深まっている」と開会の挨拶が述べられた。

次いで小泉利郎氏(味の素株)が「BSEの再燃から食の安心・安全を重視すべき年。新しい時代に新しい取組みが随所に求められている。卸のコーディネート機能に期待が高まる」と挨拶し、乾杯の音頭をとった。中締めでは同支部副支部長 柳川信氏が「BSEでスタートした

新年は、“総額表示導入”等を抱え苦難の年、かかる時こそ真価を発揮すべき」と締めくくって閉宴した。

このあと6日(火)「鹿児島食品二十日会」が鹿児島サンロイヤルホテルで、7日(水)「宮崎はまゆう会」が宮崎観光ホテルで、同じく「大分食品共栄会」はトキワ会館で、15日(木)には長崎「長友会」がアストピアでそれぞれ新年交礼会を開催した。

かたや、北海道支部は1月7日(水)新年交礼会を札幌京王プラザホテルにて開催。338人が参加し、盛大な祝宴となった。開会挨拶に立った北海道支部長 杉野恵二郎氏(株)杉野雪印アクセス)は「少子高齢化時代を迎え、適量の消費・販売・生産をそれぞれ認識せねばならない。日本の将来に期待したい」と述べた。

賛助会員世話人代表 星野国幸氏(北海道味の素(株))は「質の競争の時代、地域性等を重視し、消費者ニーズをよく把握すべき」と挨拶。井上安雄氏(東洋水産(株))は消費税対応問題に触れた後、卸・メーカー共に毅然とした姿勢が求められると述べ乾杯の音頭をとった。

中締めには同支部副支部長 村山圭一氏(スハラ食品(株))が「北海道は日本の食料基地であり、食の安全・安心が問われている今こそ逆に北海道のチャンスである」と締めくくって閉会となった。

## 塩川前大臣を招いて

### —近畿支部—

2月13日(金)近畿支部は大阪府食品卸同業会と共催にて、経営実務研修会を開催した。今回は前財務大臣塩川正十郎氏を招いて講演を頂いた企画であったが事前から評判も良く、二百数十名を太閤園に集め、14時40分より開始された。開会挨拶は大阪府食品卸同業会会長 古瀬雅通氏(カネトミ商事(株))が行い、続いて当協会運営委員 浅井久生氏(伊藤忠食品(株))が「消費税対応の現状」について報告。その後1時間余に亘り、塩川前大臣の「小泉内閣の課題」と称する講演があった。

そして質疑応答の場もあり、時節に合った話に有意義なひとときを過した。閉会挨拶は近畿支部副支部長 羽入田武久氏(加藤産業(株))が行った。

今回の塩川前大臣の講演録の中から抜粋し以下に掲載する。

### 小泉内閣の課題について

ご紹介頂きました塩川でございます。今日は事前に名簿を拝見いたしますと、大阪でまた日本でそうそうたるところの間屋さんで、随分私どもとも馴染みのある企業も参加して

頂いているようでございます。これだけの皆様方のお集まりをみますと、日本の食糧を一手に握っておられることであろうと思っております。

最近、食品をめぐるますますの安全、衛生等いろんな面で問題が多くなってまいりました。

これは科学技術が進めば進むほど、そして消費が多様化し、加工が複雑化して進歩してまいりますと、このような問題が随時起こってくるのではないかなと思います。いずれにしても皆様方のご尽力で、国民の食が安全で豊富にかつ容易に取得できるような流通機構を整備して頂くことを、心から願っているところでございます。そのことが日本で豊かさというものが実際にでてくるものと期待しております。

先日、山形県の産業界と役所の方の要請で講演してまいりました。そこに出席された皆さんと懇談したのですが、その話のなかで山形の農産物で、いいものはほとんど輸出されているのだそうです。山形 ABC だそうです。それは何かというと、A はアップルに象徴されるさくらんぼ等の果物、B は米沢牛のビーフ、いいビーフは国内で流通しないで生で輸出している、C はカーブ鯉なのです、米沢を中心として非常によい鯉がとれるのだそうです。霞ヶ浦であのような事故がありました、山形では手塩にかけて飼育しているので、コロコロしているよい鯉ができる。

そのように特徴のあるものの生産に努力されている。

私は最近思うのですが、日本の農林行政も安全を中心として考え方を転換する必要があるのではないか、限界農家、限界方式というものから脱却して、もっと個性のある生産体制をとられたほうがいいのではないかと。農林行政の一番の欠陥は、限界農家、生産の最低限をやっている者のコストに合うようにする、そこに無理があってそれがために値段が通るかもしれないが、特徴のあるいいものが出てこない、と考えさせられたところであり、山形は専業農家と兼業農家とピシャット分かれていて、専業農家は非常に豊かに暮

らしている状況を見てまいりました。これからの食料政策の希望を私は見たような感じが致します。

今日のお招きに際し、何をお話させて頂いたらいいですかとご相談させていただきましたが、今回は経済の状況というものを少し触れて、それから今年以降における日本の政治課題は何であるか、その政治課題を小泉内閣はどのようにハンドリングをとって努力しようとしているのか、小泉内閣とこれからの日本の政治課題というものについて話をしてほしいということでございました。

そこで、私が感じております事につきまして、独断と専行で申し上げるのでございますから、必ずしもそれが妥当なものかどうかわかりませんが、お聞き苦しいけれども、聞いて頂ければと思っております。

## ○ 経済の状況

まず、経済の現状を見ますと、非常に堅実な底固めが行われていると思っております。このことはいろいろなデータをみても、そのように判断出来ますし、またつい最近でございますけれども、ワシントンにいる日本の大使館の経済公使（財務省から行っていっているこの人は、私が大臣就任中にいろいろと手伝ってくれた）との長い電話のなかで、こういうことがございました。

いまアメリカでは経済政策について、実は二つ揺れていることがある。

一つは大統領官邸での補佐官クラスを取り巻くところの側近達の経済政策と、もう一つは一般の産業界の団体が言っている経済政策とに若干のズレがある。

これはいづれ大統領選挙を前提にして、統一されていくのであろうが、若干違う。したがってこの人達の対日本観も違ってきている、こういう報告がありました。

報告の中味を簡単に触れて見ますと、アメ

リカはこの一年間で、（シカゴの商品市場でありますが、シカゴで物価が決るといわれているほどであり、ここの統計でみまして）卸売物価即ち原材料の値段が 10%値上がりした。その中で一番値上げのきついの素材関係の原材料である。ところが、消費者物価がありますが、これを見ました場合には 2%しか上がっていない。

それではその差の 8%の差はどうなっているのか、これは企業利益のなかに大きい影響を与えている。つまりそれだけの差があるとすれば、少なくとも原材料の値上がり分の三分の一は販売価格に転嫁されてしかるべきであるのに、それがまったくなされていない。その分、企業の利益を圧縮していることになる。したがって、アメリカの景気はそう悪くはないけれども、企業利益が出てこない。これが問題なのである。そこで、経済政策として、産業界のほうはドル安を指向して輸出で稼ごうとしている考え方がある。

これに対して、大統領府の考え方というのは、いや、それは経営努力によってその差額を吸収してもらわないと困る、基軸通貨であるドルは、国家の威信にかけても強いドルでなければならない。要するに建前論であります。そういう建前論をふりかざしてきている。内心はドル安にもって行って輸出を振興して、景気を良くして行くほうがいいであろうということで、建前上は強いドルと言っている。そこにアメリカの為替政策の裏と表が出てきております。先般行われました G7 において、スノー財務長官はどちらとも言えないような声明のなかにサインしておりましたが、日本の谷垣財務大臣との間でも、はっきり言えない事情があるのではないかと感じております。

しかしながら、私は、どちらの方向へ行こうとも、アメリカの趨勢は掴めるであろうということを、その経済公使に聞きました。それは確かにドル安で景気刺激の方です。やは

り大統領選挙がありますから、これからアメリカの政策は産業界の方向にシフトしていくでしょうと。

それでは、日本に対してどういう見方をしているのかというと、こういう人達（産業界の人達）は、ヨーロッパでもアメリカでも、原材料価格と消費者価格との間に相当の乖離がある。しかし日本はほとんど動いていない。卸売物価は相変わらず 0%のところまで推移しており、消費者物価もマイナスではあるけれども、0.6%のマイナスであり、全く感じられないようなことで、卸売物価と消費者物価は完全に一致している。こういう状態も珍しい。この事はどうしてかと言いますと、やはり円高が原材料の高騰を押さえてきた。ということは有りうべき利益というものが、円高によって日本は失っているといえるわけであります。

アメリカ側から日本の経済を見ると、日本は原材料が上がっていないから、輸出に対する抵抗力は非常に強い、しかも労働生産性は若干向上してきている、が労働分配率は上がらない。さらに物価は横ばいでずうっときており、原材料はアメリカ等に比べて非常に安い（円高だからそうなる）、そうすると日本の輸出は強くなるのではないかという見方をしております。

それに対しまして、私はそうは言うけれども、輸出は活発になっても円高でその利益は消えてしまうのではないか、儲からないではないか、忙しい経済、日本は活気が出てくるかもわからん。しかし、儲からない経済が今年一年続くのではないのでしょうか、というのが私とその公使との間のやりとりでありました。

当たるも八卦、あたらぬも八卦、気にせんでもよろしいと思います。ということは、日本の経済は底がしっかりしてきたということで、これはなんといいましても、皆さん方民間の努力で、政府の政策の成果、政府がそこ

に誘導した結果であるということにはならない。

しかし、政府は今日まで補正予算あるいは本予算において、セーフティネットを張りあるいは新しい需要を創出して、景気を刺激してきた。5年間で、1996年から2001年の5年間の間で、政府の出した財政支出は110兆円です。これだけのお金を出して、財政支出で景気の底割れは防いできた。この効果は確かにあった、とっております。その間に規制緩和をどんどん進めてまいりました。

小泉内閣が発足しました時に、このような議論がありました。経済閣僚会議でございしますが、経済財政諮問会議で、総理大臣を中心にした10人で構成、その内4名は民間人（学者2人、財界2人）、私もそのメンバーで、発足当時、平成13年4月でございましたが、小泉政権として経済政策の根本をどのような方向付けでやるか、哲学論争をやったのであります。

従来の歴代内閣（森・小渕・橋本・村山）を見てまいりますと、定かな方針、基本方針があまりなかった。あえて言うならば、ケインズ方式でやってきたし、小渕さんは正にフィッシャー流のジャブジャブお金を出せという主義でありました。確かに、1930年、あのフーバー大統領時代における未曾有の世界恐慌のときに、三人の学者がそれぞれ学説を展開しました。そのなかで、際立ったのがケインズの意見でありました、この考え方をルーズベルト大統領が取り入れ、難局を乗り越えたことがございます。

したがって、日本もアメリカに倣って不景気なときには、公共投資、公共支出ですね、公共が「お金」を出すことによって新しい需要を創ってやるのだと。この主義で景気の回復を図ろうとしたが、一向によくならない。何故かといえば、1930年代と根本的に違うことは、要するに30年代は技術の転換がなかった。けれども、1995年代の状況は技術

の変化、コンピュータ技術からデジタル技術にがらっと変わった。技術の転換というのが、経済の根本的な変化をもたらした。そうであるならば、その変化に合わす必要があるのではないか。そこで「構造改革」ということが出てくる。

## 今後の日本の政治課題

### 《構造改革》

構造改革を先行させて、それに対するセーフティネットを張っていくという考え方、これは正にシュンペーター的やり方でありまして、そこで小泉はシュンペーター方式の経済原則に基づいてやって行きたい。それはスローガンとしてそれは何かと言うと、“まず改革ありき”改革やってそれに付随して、それを安全に進行させるためのセーフティネットを張ってやって行くのだ、これはフィッシャーと逆のやり方になっている。（フィッシャーは、まず金を出して豊にしてから、運転をしながら構造改革をして行こうというやり方でありまして）ケインズの考え方はその中間であります。

現在、小泉がやっております創造的構造改革によりまして、民間の意識も変わってきて、経済は着実に良くなってまいりました。そうするとこれからの政治の考え方、政府の取るべき政策、方式は何かということになります。従来の経済活性化対策で、残るのは“税制”だけであります。追加の需要創出などはあまり必要でないし、新しい開発計画というものも必要ありません、かつての第何次総合開発計画とか四全総とかいったいろいろな総合開発とかいうものは、もう政府の役割ではない。

政府がやらなければならないのは、なんとでもグローバリゼーション（地球規模での共同管理）を着実に進めていくことで、このグローバリゼーション化とグローバルスタンダードとは違うのだということ、即ち、

スタンダードではないのだ、グローバルスタンダードとは基準に合わせるものであり、アメリカナイズ化したスタンダードではないのだと、これらをしっかりとしなければならぬ。

こここのところが誤解されており、何でもかんでもアメリカのまねばかりしておいたら、あきまへんど、いやアメリカのまねではない、要するにアメリカのスタンダードに合わそうとは思っていない。けれどもグローバルイゼーションとって、世界に通じる基準があります。その基準に合わせなければならぬという事であり、アメリカンスタンダードとは違います。

それは、どう違うのかということですが、先ず第一にスピードが違う、グローバルイゼーション化していくスピードが。たとえば、韓国・1995年グローバルイゼーションが一挙に入った。財閥を解体した。その後の労働争議等により資本体系、経済の秩序が全部変わってしまった。それが今日の韓国の現状であり、しかも生産力は上がった。生産力は上がったけれども労働生産性からいくとまだ低位になっている。ましてや労働分配率は日本と比べても非常に低い。そこに賃金問題というものが深刻な問題として、反米闘争にでも結びつきそうな状況になっている。資本の移動が一挙にきた、アメリカスタンダードでやろうとしたからであります。

日本は金融の不良資産の整理等いろいろやっておりますが、アメリカスタンダードはやかましくいけれども、そこまではいかない。グローバルイゼーションの方向に、たとえば税効果をどうするか、あるいは不良資産の基準を要管理体制、あるいは破産体制を認定する。これ全部 BIS 規制でやっている。スイスにある世界の公認会計士協会で決めた会計基準に合わせた日本の不良資産の整理であって、そこの意味をしっかりとわきまえてもらわないと困る。政府はこの事が説明不足で

あり、そのことでいろんな誤解をまねくことになる。

だからこれからの経済政策にしっかりとさせていくことが大事なことであります。

## 1. 産業再生

一つは産業再生の問題であります。現に今回のカネボウの問題にしましても、これはアメリカ式でやっているのに対して、労働組合が反対している。ではどうするかというと、日本独自のやり方でいかねばならない。アメリカだと一挙に資産公開であつと破産宣告してやってしまえというアメリカ式の再生計画ですが、日本はそういうことはやらない。しかしながら上場している企業としては、これだけの基準は満たしてもらえねば、上場資格を取り上げますということの問題があります。

## 2. 競争原理の導入

二つ目の問題としては、競争原理をもっと公平化、開放化しなければならないということあります。まず、日本には公正取引委員会がございますが、非常に弱体であります。これだけの経済スケールになっておきながら、“プラン・ドウ・シー”の“シー”の面であります。会計検査院とか公正取引委員会、証券委員会等こういうところが非常に弱体であり、これが官尊民卑の一番悪い状況として、（官を信じろ、シーなんていらぬ、俺たちがプラン・ドウこれだけやっておればいい、あとはついてきたらいい）という方式でありまして、それは民主政治の中では、大きな欠陥として、現在、クローズアップされてきております。

この公正取引委員会のこれからの仕事は、これだけグローバルイゼーション化してきたならば、公正取引についての考え方もしっかりと見直さなければならぬ。近くは課徴金問題、あるいはまた不可欠な要件としての施設



の公開、というものがございませぬ。簡単に言いますと、特定の企業が特定の施設を独占的に許認可を得てやっているものに対しては、正当な報酬を取って公開すべきである、というようなことがあります、この問題の扱いは非常に難しい。以前にアメリカで電力不足がどうして起こったかといいますと、供給者責任というものが、明確にされていなかった。日本は独禁法の弊害、欠陥はありますけれども、供給の責任というものが、きちんと整理されておりますから、大丈夫なのだ。そのなかで公正競争をどう発展させるかということで、これは非常に遅れておりますので、公正取引のあり方というものをもっと前進させる必要があります。

### 3. FTA（自由貿易協定）

三つ目の問題としては、FTA の問題であります。日本はやっとシンガポールとの間には FTA が締結されておりますが、タイ・マレーシア・中国ほかいろんな国との FTA が進んでおりませぬ。ヨーロッパは世界各国と FTA 条約を結んでおります。これは何か。WTO（世界貿易機構）が新ラウンドを作ろうとっておりますが、これがなかなかうまくいかない。ちんたらちんたらしており進まない。

それはそうでしょう、人口 200 万人の国でもノーと言ったら決まらない、国連方式。国連などに頼っていたら何も決まらない、解決出来ませぬ。ですから WTO に頼らないで、バイラティラルで貿易協定をやろう、日本はとりあえずシンガポールとやりましたので、近くはタイとやろう、次はメキシコとやろう、マレーシアとやろうとしております。

ここで一番障害となりますのが、農林行政であります。これが全部反対しております。でなかなか進まない。日本のように高度経済化した国が農林行政の問題で、例えば、米の問題、アオクサの問題等で貿易の自由化が進

まない。不思議なことなのですが。現在の国会議員の四割が農村の支持から出てきているわけですから、族議員が反対したら何も進まない。これが日本の政治の実態であります、これは改善しなければならぬと思っておりますけれども、いっきよに出来ませぬ。ですから WTO もなかなか進まない、これだけの工業国がちょっとした農産物のことで、うまくいかない。

先ほど言いました山形の人達は笑っているのです。我々専業農家はそんなものちっともかまいませんで、もっともっと自由貿易に入ってもらいたい。一方、兼業農家（昼間は会社に勤めていて、家に帰ったらネギをつくっている、牛を1頭飼っている、トマト作っている）でこういう限界農家がやかましく言うから、代議士が動いて票になるから、ここで妨害している。ここらは政治の問題として解決してほしい。そういうことであります。FTA の締結を急ぐこと、WTO の締結を急ぐこととあります。

### 4. 規制緩和

四つ目の問題は規制緩和の問題であります。規制緩和の中で、まず役所の規制緩和が大事であります。外国の人が我々に言いますのは、日本の法律は読んでも、よくわからない、とにかくわからん。アメリカの法律は税法ひとつみても、法人税法みてもこんなに分厚い、その代わり、これを読んだら何でも書いてあるから、この法律を読んだら全部何も自分で判断して解決出来る。それほど詳しく解り易く書いてある。

日本の法律は例えば、法人税法はこのくらいの厚さですよ、何でこんな厚さとかいいますと、書かれている文章が非常にむづかしい、〇〇べからず、〇〇べからずの文章であって、あとは政令と省令に委ねると、或いは国税通則法による。つまり行政指導によるところが多いからである。法律自体も本体は薄

いのだけれども、中に入ってみたらなかなか難しい。結局、法律は無視にして、税務署の判断、税務署次第ですなあと、それは解釈のとり方によって異なる。これでは実際、民主的な税制とは言えない。これは全てについてそうであり、これからのグローバリゼーションに対応していくとするならば、日本の法令制度というものを、もっともっと簡略化にして、親切にすることが必要であり、これからの政治が経済に関与する大きい方針であり、対策でなければならぬ事であろうと思っております。

### 小泉内閣と政治課題

けれども現実の問題として、これは政治でやらねばならないが、もうひとつ行政の問題がございます。行政の問題は規制緩和の流れから見まして、小泉がかねてから主張しております行政改革の中で、制度規制で「官から民へ」移さなければならない。官から民への一番の環境は何か、郵貯であります。

#### ① 郵政の民営化

郵便とって、これは日本において非常に誤解されておりますのは、やはり政府の説明不足もありますが、マスコミの取り上げ方がどうも偏向的である。といいますのはマスコミの記者は、（ここに居られるかもしれませんが）本当は専門的なことは判らんで、さも判っているように書いてることが多いですね。ですから薄皮まんじゅうの薄皮のところだけを書いている。これは国民にとりましては、“ああこうなのか”と決定的な取り方をしてしまう。例えば郵政の問題ですが、なんではがき・書留・小包という問題が主体なのでしょう。ですから特定郵便局がガタガタしている。これは国が国家の威信と存立をかけて守るべきでありますから、こんなものに微動だにするものでありません。

郵政の民営化で一番大事なのは何か、郵便

局に集まってくる貯金（お金）これをどうするか、ということであります。現に郵便貯金には 240 兆円のお金が集まってきております。そして簡易保険でございますが、これに 120 兆円、合わせて 360 兆円というものが郵便行政の中で扱っている。このお金はメガバンク四つ合わせたよりも大きいのです。

このお金が政府の財政投融资、要するに政府しか使えないということは、なんとも不思議な国ではありませんか。皆さん不思議なことは思われませんか、私はかねてから思っておりましたが、私どもの力ではなんともならんし、動かん。

幸いにして財務大臣になりましたので、特別会計を動かせと言って、これに手をつけて“小泉もそうだこれをやろう、じゃあ公社、公団をやろう”公社、公団の資金に郵便貯金。そうすると 360 兆円をどうしているんだ、と言いましたら、各公社、公団に財政投融资計画というのがあり、財務省が一枚紙の計画をみて配分している。配分なのです、割り当てしている、前年度何%と、そうするとそれを使わざるを得ない。しかも公社、公団が何のために、こんなに増えたのか、昭和 45 年ごろから高度経済成長期に入り、田中内閣ができました、その幹事長の時代、公社、公団がぶあっと出来た。そして役人の古手にとっての就職先として、絶好のベッドタウンだった、ですからどんどん仕事を考える、お金はいくらでもやる、お金の配分をしているわけです。事業に対してではなく、割り当てでやっている、割り当てから考えるであります。

だから、例えば労働福祉事業団が 440 億円かけた小田原の施設が 10 億円で引き取ってもらおう。あんな馬鹿げたことをやっております、調べてみたら、欠陥だらけの建物ですね、そこに従業員が 200 人付いている。これは公務員に準ずる職員ですから、クビ切れない。そうすると従業員つきで買い取っても

らって、10 億円、小田原市が10 億円で買い取ったけれども、プールがあって、リゾートに使えるということで、この施設だけヒルトン関係に40 億円で売却、小田原市はだまって知らん顔して30 億円。こんな馬鹿げた話はない、従業員が付いていないから高かったのでしょうかね。こういうことが郵便貯金のあり方なのか、郵便貯金はかねの集め方は知っているが、使い方が出来ない、わからない。それを民営化して、集めることも、使うことも、両方、民間の力でやらせたらどうか。それは農協がやっているではないか、信用金庫もやっているではないか、中央金庫を作って、あの方式を何故参考にできないのかということでもあります。

郵政制度改革は郵便局の人が郵便を配達しております。それが改革ではない、あれはあのままの状態が続けていくということでもあります。簡易保険に致しましても、どうして民間の生命保険と共同でやることが出来ないのでしょうか、という問題があります。ですから郵政の問題はどうしても2007年、私のときに法律を出しました。財政投融资計画というものは、2007年に終わります。

現在、あります公社、公団はもしお金が自分で必要であるならば、自分の力で集めて下さい。いわゆる事業債、公団債の形で発行して自分の力で集めて下さい。今後財務省のほうから配分は致しません。という法律が出来て、通っております。これは厳然としてある。その方向に向かって、どんどん財政投融资計画を縮小してきております。そうすると、公社、公団はどうするのだ。このお金どうして集めますか、道路公団に誰がお金を貸しますか、民間がお金を貸しますか、あんな状態で25年、30年あとにお金を貸しますか、そうしますと当然、公社、公団の整理がそれにまつわってくるわけでありまして。

そこで2007年で財政投融资計画は終結して、財政投融资制度は廃止する。しかし暫定

期間だけ公社、公団が借入れするときに、できれば政府が保証してもいいよ。無差別にやるのではない、事業別にやろう。それは独立行政法人等になって収支が明確になった事業に対して保証するという制度にする。ですからどうしても公社、公団、特殊法人の整理も平行してやっていかなければならないということになります。

## ② 国と地方との関係

これはなんとしても、私が申し上げる必要があると思いますが、中央省庁がその権限を地方に譲りません。地方に譲って、初めてそれにとまなう財源を分配していくということでもあります。中央省庁が権限を譲らない。何で譲らないか、結局、役人一人一人が自分の食い扶持の仕事をとられてしまうわけですから、皆さんもそうでしょう、会社で営業品目を縮小すると言ったら、反対するのは当たり前でしょう、それと同じことなのです。

だから中央省庁の職員を地方に思い切ってポーンと移転させる、そういうことをやらない限り、三位一体の改革はなかなか進まない。それと平行してやらないとならない。三年以内にそういう人事制度もひっくるめた三位一体の改革をやる必要があると思っております。

いずれにしても、こういう改革は軌道に乗りつつあるということは事実でございます。改革は何も見えてこないではないかと、やかましく国会で子供がきゃあきゃあ泣くみたいに、質問致しますけれども、ああいう人達は改革がどう進んでいるか、どういう事態になっているかと、勉強もしないで、ただマスコミみたいに、ただわあわあと言っている。ですから、日本のマスコミの責任というのは大変ですよ。本当に大変ですよ、私は国会議員の判断もマスコミによってだいぶ間違っているところがあるのではないかと思います。

### ③ イラクの問題

例えば、今年の九月ごろのイラクに対する認識と現在のイラクにたいする認識がまったく変わってきているでしょう。特に民主党の認識なども非常に進歩致しました。

変わってきました。自民党は相変わらず、ぐったらぐったらしており不勉強ですから、どっちでもいいわ、こっちへ行こうといえなさあーっと、本当のことあまり知りません。しかし専門家が自民党の中に居るのです。この専門家の連中が、イラク問題というのは日本が今後、国際貢献について世界の人達と手を取ってやっていくかの、リトマス試験紙になっているのだという。この基本の計画について間違いはなく対応している。

民主党はそうではなくて、イデオロギーによっていろいろ判断していました、ある政党は、これは使用期限の切れた缶詰みたいなようなもので、第九条を守っていたらいいのだと言っています。

これでは、日本を誰も助けてくれないし、国際的に日本の存在というのは存立致しません。その点、民主党は健全な考えを持っています、将来の政界再編の重要なポイントを衝いていると私は思います。

ちょうど、今国会が正月明けて始まりました。そのときにイラク特別措置法で自衛隊派遣するかどうかの特別委員会をやった、ここで民主党の一番バッター、二番バッターである前原さん、仙谷さん達が質問しました。聞いていてあれっと思ひつくりした、昨年九月ごろの民主党の意見と非常に違う、どこが違うかという、民主党もイラクに派遣することに反対ではないのだと。また国際貢献もしなければならぬ。小泉さん“あなたのやっていることはいいのだ、いいんだけど我々野党からいうと、いわざるえないことが沢山ある。そのひとつは小泉さん、あなたが決断するまでに、なんでもっとやるべき手を打たなかったのですか”その一つは国連に対して

どういふ話をしたのですか、国連のアナン事務総長とどれだけ話を積み重ねて来たのですか。あるいは暫定政権を作ろうとしているイラクの政策担当者どれだけの話をしたのか。大使館の人はただ、じいっと中に籠もっているだけで、外に出たら危ないからと出て行かない、そんなことで情報が入りますか。フランスあるいはドイツに対して、どんな話をしたのですか。フランスはイラクに対して兵器を売ったが、お金が取れない、とるべきものが取れない。これをどう処理するかという、日本と同じ。日本は兵器ではないけれども、民間投資があるではないか。それに対して政府は保険を掛けていた。この保険取れるのかどうか、ドイツも同じような問題。ロシアもそう。そういうことに根回しをして、けれども日本の立場としては、こういうことで日本の債権を発行するためとか、あるいは将来の産業振興こういうことの為に、国際貢献として日本はこういう事を致します。決してアメリカスタンダードに合わせるのではございません。こういうこと了解を得たのかと。

小泉はやっているじゃあないかと、橋本さんを派遣して、フランスとドイツへやっていると。なにゆうてんのや、あれ何処まで話が煮詰まったのだ。本来、これはあなたがやるべき仕事ではないのか、という質問。非常に現実的な仕事ですね。私はこれを受けて、民主党のなかでも、ちゃんとした批判といいましょうか、健全な思想でイラク問題を見ている、これは我々も議論をすれば、話が合うではないか。

ところが、いま、予算委員会が開かれています、とにかくイデオロギーで憲法第九条に違反である、とこればかりを足場にしてやっている。同じ民主党の中で現実の政治の中の動向をつかまえている者とただイデオロギー、教条的に決め付けてやっている者の違いが顕著に出ています。これはひとつの政党

としては不幸であろう思います。

では、自民党はどうか、ここでは、どうでもいい人ばかり集まっておりますから、ああそうかということでぜんぶ行きますから、あまり心配いらぬ。でもこれもいい加減なものです、私はこういうところにこれからのアジアを見る場合に重要な問題が提起されていると思います。

#### ④ 国際貢献のあり方

国際貢献に対する日本のあり方、世界に向かって日本はどう対応しようとするのか。この根本からアジアに対してどう対応していくかが問題である。その一つは北朝鮮の問題ではないか、いま北朝鮮が拉致問題だけで騒いでいる。これは確かに大事な事である。人道問題であり、絶対同情だけで許されてすむ問題ではありませんが、北朝鮮問題をこれだけに絞られて解決することは許されないし、これだけで問題は解決しないと思います。

それは六カ国が何故協議するのか、一番遅れておる北朝鮮の問題を、ひとつの転機としてこの安全を確保するとともに、問題は中国の北東部、黒海、吉林省、この地域の開発が中国のなかではやっかいで、大変大きな問題となっている。

シベリアにおきましては、ガスが出る、石油が出る、森林がある、金属があるというのに、一向に開発が出来ない。これはなにか、技術と資本がない、だから日本と資本提携してやりたいと思うけれども、日本はちゃんと周辺諸国、国際会議においてきちっとしたシバリをしてくれないから日本は大事なお金の投資は出来ない。これは当然なのです。そういう問題もこの際にこの北朝鮮問題と同時に解決してゆこうというのが六カ国協議であります。

ですから、中国もロシアも大きな関心もってきている。しかもこの問題が片付いて、東アジアに平和の黎明が輝くということになっ

てくれば、アメリカも軍事的な負担というものも大きい。日本と韓国に対して 10 万人の兵隊を養っていかねばならない。これが軽微になってくる。こういう六カ国の利害が一致している問題をもっと真剣に、これこそグローバルに考えて解決してゆかねばならない。

そのとき、日本は本当に国際的に合わせてゆく、集団的安全保障の枠内をお互いが認識を共通にして、責任を分担するということが出来るのかどうか、大きな問題であります。

#### (ASEANの動き)

一方、アセアン諸国を見てみましょう、アセアンにおける先進六カ国(タイ・マレーシア・インドネシア・フィジー・フィリピン・シンガポール)は高度に発達しております。タイなどは非常に発展しております。

しかし、新たにアセアンに参加したミャンマー・ベトナム・ラオス等の国を見ました場合、非常に遅れてきている。こういう国が何故遅れたのか、それは日本が応援してくれなかった、援助してくれなかったから、というような感情を持っている。私は何度も招待されていったとき、逆に反発しております。それは社会主義でなんでもかんでも反対していた、日本に、アメリカに反対してきたのであるから、遅れるのは当たり前ではないかと。ロシア、中国が本当に援助してくれたのか、そのこと反省したほうがよい。いやそれはわかっているから、ラオス・ミャンマー・ベトナム等の国は日本が応援をしてあげることが、彼らの希望なのです。また、中国はどうかということ、これらの国は以前から中国と接触しているから、中国はどんな国であつて、どのくらいの援助かはよく知っております。ですからぜひ日本にお願いしたいんですと、心情的によくわかる。

それでは、あなたがた何を一番希望するのですかと聞きましたら、“メコン川”なので

す。

メコン川の源流はチベットです。中国では雲南省を通してミャンマーに入ります。それからラオスを通してタイ、カンボジア、ベトナムで海に注ぐ。これに中国は関心をもっており、中国は主導権をとりたがっているが、それだけの経済的負担に耐えられないということと、これを総合開発する技術的なノウハウを持っていない。このことを関係国はよく知っているから、ぜひ日本に応援をお願いしたい。日本は言うばかりで、ちんたら、ちんたらしていて一向に採りあげようとしなない。それは外務省がスキャンダルに巻き込まれてしまって、それどころでなかったということです。いま、外務省は大きい宿題でなんとかやらなければならない。北朝鮮問題が片付いたら、それやりますからと言っているが、これは数年前から言われてきた事なのになんでこれをやらないのか、ここらが非常に問題なのであります。

新しい国々がアセアンに入り、日本に期待しておるのに、それやらない。一方、これらの国は、為替のスワップがすうっと出来ている。それから税の提携、投資環境の問題、みんな合意してきている、日本に合わせてきている。そして日本を中心とした「アジアボンド」を創ろうではないか、その市場は大阪でどうだ、というぐらいの具体的な話があり、日本がどンドンやりなさい、ドル決済でなくて、円決済をやろうではありませんか、と言っているのにやらない。

一番肝心のメコン川の総合開発、（開発によって、電力が得られる、水運が可能になる、道路は完成してゆく、灌漑ができる）これを20年かかってやる。たとえこれが3兆円かかろうが、20年かけてやったら、これこそ日本が先進5カ国にやってきたことより、成果としてあるじゃあないか。私はそう思うのですが、外務省は動かない。ODAがどうの、アフリカの国へ病院建てるので援助

します、なにを逆さまなことを言っているか、という感じが致します。

#### （国際貢献の理念と計画）

日本は国際貢献しっかりやっていかなければならない。ですからここで、日本がどういう姿勢でどういう理念を持って国際貢献に努力していくか、理念をはっきりさせた方がいいと思う。

まず足元、東アジアであれ東南アジアであれ、ここには地域の責任者としての国際協力をする。

中東とかアフリカとか南米に対しては、それこそ国連がおっしゃる分担金でお付き合いをしましょう。そういう筋道をはっきりしたらよい。どうしてアフリカの山奥のてっぺんにあるところに、日本がわざわざ領事館をつくって、なんでODA計画を立て事業をしなければいけないのか、そういうことのメリハリをつける時期にきている。国際貢献ということは、口でこなせるものではなくて、理念と実施計画をつけて、きちっとやるべきだと思います。

最後になりましたが、近く参議院選挙があります。もちろん、参議院選挙がどうなるかはわかりませんが、けれども参議院選挙で直接政局に影響が出てくるということは、あり得ないと私は思います。もし政局に影響するとするならば政界再編成に一気に突入し、解散して、再編成を問うたらいい、そんな度胸が国会議員にはありません。昨年選挙が終わってまた選挙なんて勘弁してくれ、話し合いで行こう、これは当然のことである。けれども参議院選挙の結果として政党の勢力分布が決まってくる。

その上で、先ほど言った国のあり方、世界に対して、アジアに対してどう向き合って日本の政治を舵取りしていくのかと、平和と国際貢献こういうものとの関わり合いを、また日本の防衛の問題、自主的な防衛をどう確保

してゆくか、この問題をめぐりまして、憲法にリンクされてくると思います。そうなったときに政界の再編成が起こってくるのではないかといいよい。

ですから、参議院選挙はなんとしても、景気をよくするために全力をあげたらよろしい。難しいことを考える必要ない。そのためには、過去における構造改革の延長線として、企業には頑張ってもらうように、誘導する。インセンティブを付ける。税制のあり方をもう一段法人を中心としたものに、あるいは研究投資の方にシフトするようなことを提

言していく必要があるだろうと思っております。

5月、6月ごろ景気がよくなったら、参議院選挙は何ら心配ありません。不平、不満は多々ありますけれども、一旦決めた方針を変えることをしない「小泉」にご支援を賜って、この総理に現在の改革路線を確実に軌道に乗せていくという応援だけはやってほしいと、かように思っております。

どうぞ、一層のご支援をお願い申し上げます。有難うございました。

## 商品開発連絡

# 今後のJAS制度のあり方について

－(財)食品産業センター企画調査部－

昨今、「JAS制度の見直し」についての意見のヒアリングが当局またはその出先機関よりしばしば行われる。当協会の会員の幅広い取扱商品におけるマーチャンダイジング業務には無縁ではないので、商品開発研究会委員メンバー有志にその意見をその都度求めて、事を処して来たが、今回(財)食品産業センター企画調査部殿が極めて客観的にこれまでの経緯と今後の方向についてまとめたレポートを公表された。

今回はその全文を掲載し、会員・賛助会員の参考資料として頂きたいと考えた。

平成16年2月9日

## 今後のJAS制度のあり方について (JAS制度検討委員会の検討状況)

(財)食品産業センター企画調査部

### 1. JAS制度検討委員会設置までの経緯

#### 1. JAS制度の変遷

昭和25年にJAS法（農林物資規格法）が、「適正な規格の制定普及による農林物資の品質の向上、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化」を図ることを目

的として制定された。

その後、昭和45年に、法制度が大きく改められ、法の目的として「農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資すること」が加えられた他、承認・認定工場制度の追加、品質表示規制の追加等が制度化された。

さらに、平成5年には、規格の内容について有機、地鶏肉等を対象とした「生産の方法についての基準」を品質の基準に追加され、平成11年には、格付の方法について、これまでの承認・認定工場制度が廃止され、第三者機関である登録認定機関の認定を受けた製造業者等が自ら格付を行う制度が追加された。また、品質表示基準の対象範囲も当初のJAS規格のある農林物資から飲食料品については規格の有無に係わることなくアルコール類を除くすべてを対象とするように拡大されている。

## 2. 現行JAS制度の概要

JAS制度は、①JAS規格による格付け及び②飲食料品の品質表示、からなっている。

### ① JAS規格による格付け

農林水産大臣が、JAS調査会の議決を経て、JAS規格を制定する。なお、JAS規格は、5年ごとに見直すことになっている。

JAS規格が定められた品目について、その該当するJAS規格に適合していると判定することを格付といい、格付を受けた製品にはJASマークを付することができる。

#### ア 認定を受けた生産者等による格付

製造業者等が、登録認定機関（農林水産大臣の登録を受けた法人）又は農林水産大臣から品質管理システム等について認定を受けて、JAS規格に基づいて自ら製造又は生産した製品の格付審査を行い、JAS規格適合品にJASマークを付す。

有機農産物等もこの仕組みにより格付され、有機JASマークが付される。

#### イ 登録格付機関による格付

認定を受けていない製造者等が、ロット毎に登録格付機関（農林水産大臣の登録を受けた法人）、都道府県又は農林水産技術センターに格付を申請し、登録格付機関がJAS規格に基づいて農林物資の格付（JAS規格への適合性審査）を行い、JASマーク（格付の表示）を付す。

主なJAS規格品目の格付率（平成13年度）

格付率	JAS規格
90%以上	マーガリン類、異性化糖、精製ラード、ハンバーガーパティ、ショートニング
70～80%台	即席めん類、トマト加工品、醤油、食用植物油脂、ぶどう糖
50～60%台	植物性たん白、マカロニ類、ウスターソース類、ソーセージ類
30～40%台	食酢、ドレッシング、こんぶ
10～20%台	豆乳類、乾めん類、生糸
10%以下	(かりんとう)、(レトルトパウチ食品)
ほぼ0%	(アイスクリーム)、乾しいたけ

注：( )内の品目は12年度からの見直しで既に廃止又は廃止手続中

### ② 飲食料品の品質表示

ア 農林水産大臣は、一般消費者向けのすべての飲食料品の品質の表示基準を策定



し、飲食料品の製造業者又は販売業者は、この基準に基づく表示を義務付けられる。

イ 表示義務に違反した製造業者に対して、農林水産大臣は、指示、命令、罰則の適用等所要の措置をとることができる。

(参考) 現行JAS規格の内容

JAS規格は、一般に①適用の範囲、②定義、③基準、④測定の方法、から構成されており、基準として、

ア 品位、成分、性能その他の品質についての基準を定めたもの（一般JAS規格）

イ 生産方法についての基準を定めたもの（特定JAS規格）

の2種類がある。

#### J A S 規格の内訳（平成15年11月現在）

品 目	一般JAS	特定JAS	合 計
飲食料品	53(245)	7(11)	60(256)
飲食料品以外の農産物	2(2)		2(2)
林産物	19(34)		19(34)
合 計	74(281)	7(11)	81(292)

注：数値は( )外が品目数、( )内が規格数

### 3. 検討委員会の設置と検討スケジュール

#### (1) 検討委員会

既存のJAS規格や品質表示基準の見直しについては、一昨年12月から「JAS調査会」や「食品の表示に関する共同会議」において検討が進められているところである。

一方、JAS制度そのものについては、すでに、「行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関が製造業者の認定を行う」、と平成14年3月に閣議決定されている。

また、農水省は、「食の安全・安心のための政策大綱において「新しいニーズに対応したJAS規格の制定を進めること」とされていること、不正表示事件の多発により消費者の関心が高まる中で、「より信頼される食品表示を目指していくための方策を検討する必要があることから、JAS規格の今後のあり方について、品質表示制度との関係も踏まえながら検討する必要がある」としている。

以上のような状況の下に「JAS制度のあり方検討委員会」が、農水省消費・安全局長の検討委員会として開催されることになった。

検討委員会においては、まず、行政改革への対応、次いで新たなJAS規格・認証制度のあり方、を検討するとされた。

ここで、参考のため、検討の基本となっている前述の閣議決定の経緯及び関係部分を紹介しておく。

(参考) 「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画」経緯とその抜粋

平成12年末の行政改革大綱において、公益法人改革の方向性として「国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業については、今後とも国の関与が必要とされるもの以外は、当該事務・事業に対する国の関与は廃止する等の措置を講じ、平成13年末を目途に実施計画を策定し、平成17年度末まで

のできる限り早い時期に実行する。」とされた。

これを受けて、平成14年3月に改革実施計画が決定された。

この中で、公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業については、「国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする」、とされた。

また、直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関（登録機関）による検査・検定等の実施とする、とされている。

JAS法についての具体的な措置内容は、以下とされている。

① JAS規格に関する検査・格付を平成17年度までに「登録機関」に置いて実施する。

② JASマーク対象品目を削減する。

③ JAS規格に関する製造業者の認定については

ア 有機食品の規格に関しては、新たに導入される生産履歴情報を入手できる仕組みと併せ、「登録機関」による実施の方向で平成17年度までに検討し、結論を得る。

イ その他の規格に関しては、平成17年度までに「登録機関」において実施する。

## (2) 検討スケジュール

今回の検討委員会は、昨年10月から検討に入り、本年夏を目途に中間とりまとめを行い、パブリックコメント募集等を経て、本年秋を目途に最終とりまとめを行うとされている。

昨年中は、3回にわたって、行政改革対応に係る認証制度のあり方を中心に審議する。具体的には、改革実施計画に示された「登録機関による実施」に向けて必要な措置を実施しつつ、JASマークの信頼性等を担保するためにいかなる制度設計が望ましいか、等の観点から、以下の事項が検討された。

また、今年開かれる第4回以降は、新たな社会ニーズに応えたJAS規格のあり方について検討されることになっている。

① 「認証制度のあり方」において検討された事項

ア 登録機関の登録について

登録機関の登録要件として定めるべき事項

イ 民間の事業としての認証業務の実施

「検査機関の業務は民間の事業として認証業務を実施すべき」との考え方に立つ場合の都道府県、農林水産消費技術センターによる格付の取扱い

天災等の場合における例外的な大臣認定の必要性

ウ 公正性・中立性を確保するための最小限の措置

登録機関の業務規程の認可制から届出制への移行等・事前規制型から事後チェック型への方向性の中でのJASマークの信頼性及び効果を担保するための事後チェック体制の在り方

登録認定機関の登録取消等の場合における認定事業者の取扱い

エ その他

有機JASに係る登録認定機関の取扱い  
登録格付機関による格付の位置付け・役割の検証

- ② 「新たなJAS規格」についての検討事項
  - ア JAS規格の役割の検証
  - イ 品質表示基準との関係の整理
  - ウ 社会ニーズに対応した新たなJAS規格の方向性
  - エ JAS規格の制定・見直しの考え方及び手続きの検証
  - オ その他

## II 行政改革に対応した認証制度

「改革実施計画」に係るJAS制度の対応方向として、登録認定機関に関し(1)機関の登録、(2)業務実施、(3)認定取消、に際して制度的にどのように対応すべきか、その基本的な考え方を提示し検討するとともに、(4)有機JASに係る登録認定機関の取扱い、(5)「格付」の取扱い、について論点を整理している。以下、順を追って紹介する。

### 1. 登録認定機関の登録（入り口段階）

現行制度では、登録基準に行政の裁量の余地があること、必要な人員及び公正性の要件は、告示等で規定していること、十分な経理的基礎の有無を行政が裁量的に判断していること等の裁量の余地があった。

今後の対応については、より登録基準を明確化して法律による規定又はISOガイドを法律で引用する、財務諸表を開示するよう義務付けし申請事業者が自らの責任で登録認定機関の適否を判断するような対応を図る、加えて業務規定・手数料を認可性から届け出制とする、とした基本的な考え方に立って、以下を提議している。

#### (1) 登録基準の法定化

登録基準を政令、省令、告示、通達ではなく、すべて法律に明記する必要がある。

#### (2) 業務規程及び手数料は届け出制に

登録以外の事前チェックの手段として位置付けられ、また、行政の裁量の余地が大きいとの指摘を受けている「認定業務規程及び認定手数料の認可制」については届け出制」に変える必要がある。

#### (3) 客観的な登録基準による一元的なチェック

これらを考慮して、現在、業務規程及び手数料の認可の際チェックしている項目を可能な限り登録基準に含めて明確化し、登録の際に一元的にチェックする仕組みとする。

これにより、登録認定機関の公正性等が担保されると考えられる。

#### (4) 新たな登録基準（ISOガイドの引用も含めた検討）

① 新たな登録基準については、現行で政令、省令、告示、通達において定められているものをすべて法律に明記するだけという対応も考えられる。

しかし、新たな登録基準を行政の裁量の余地のない事前チェックを行うための包括的な要件として捉えれば、ISOが定めた製品認証機関に対する一般要求事項（ISOガイド）を登録基準として引用することも有力な手法として考えられる。（ISOガイドを引用している法令として、薬事法がある。）

このため、ISOガイドについて、その内容、引用の手法等を検討すべきである。

- ② ISOガイドには、現行の登録基準には定められていない「認証機関による認証取消権限」、「認証事業者に関する機密保持」、「認証事業者に対するサーベイランス」等が定められており、基準として網羅的なものとなっている。
- ③ また、ISOガイドは欧米の有機農産物等の認証機関の審査基準としても用いられており、登録基準について、国際的な整合性を確保する観点からも好ましいのではないか。
- ④ なお、「改革実施計画」の実施にあたっては、財務諸表の開示を義務付けることで、経理的基礎は登録要件としないこととされている。他方、ISOガイドでは「認証システムの運営に必要な財政的安定性及び経営資源を持つこと」とされているが、国際的な整合性の確保の観点を踏まえ、さらに検討が必要である。

#### 登録格付機関、登録認定機関の登録状況

品目	登録格付機関			登録認定機関		
	公益法人	その他	合計	公益法人	その他	合計
飲食料品	15	1(協同組合)	16	15	1(協同組合)	16
有機	—	—	—	18	49 NPO30、 株式会社・有限会社13、 自治体4、JA1、協同組合1	67
地鶏肉	—	—	—	4	4	8
林産物	3	0	3	3	0	3
畳表	1	1(協同組合)	2	0	0	0
生糸	0	0	0	1	0	1
合計	19	2	21	34	50	84

(参考) ISO/IECガイド65 (製品認証機関に対する一般要求事項) の概要

#### ① 一般

製品認証機関が業務を行う方針、手順及び運用は、差別的でないこと

#### ② 組織

認証に関する決定は、当該計画の実施者以外のものが行うこと

賠償責任等の債務に対して適切な備えがあること

認証システムの運営に必要な備えがあること

認証システムの運営に必要な財政的安定性及び経営資源（人・物・財）を持つこと 関連機関の活動によって、認証の機密保持、客観性又は公平性が影響されないこと（認証の対象製品と同じ製品の設計・供給を行わない。申請者に対する助言及びコンサルタントサービスを行わない 等）

#### ③ 運営・手続・記録等

認証機関は、関連する規格又は認証システムに係るサンプリング、試験、検査などのその他の要求事項を指定する。

認証機関は、認証の授与、維持、取消、再評価等の条件及び手続を定め、文書化する。

それらの手順の実施にあたっては、記録を管理保持し、処分する。

④ 内部監査

認証機関は、計画的かつ体系的な方法ですべての手順について定期的な内部監査を実施する。

⑤ 機密保持

認証機関は、認証活動の過程において得られる情報の機密を保護するための適切な取決めを持ち、法律等で定められる場合を除き、その供給者の書面での同意がない限り第三者に開示しない。

⑥ 要員（認証に必要な検査・審査を行う者、判定する者等）

認証機関は、要員の的確性に関する最低限の基準を定め、各認証要員の関連する資格等の情報を保持し、最新の状態を維持する。

⑦ 異議申立て

認証機関は、供給者等から持ち込まれる異議申立て、苦情及び紛争を定められた手順に従って処理し、記録を保持する。

⑧ サーベイランス

認証機関は、サーベイランスを実施する文書化した手順を持ち、活動を記録する。また、供給者に対し、製品の適合性に影響を与える変更はすべて認証機関に通知するよう要求する。

⑨ ロゴマーク等の管理

認証機関は、認証書及びマークの所有権、使用及び表示を適切に管理する。

2. 登録認定機関の業務実施（中間段階）

(1) 行政代行性のない民間機関による認定を基本とする。

大臣自らは認定の実施主体とならないことを原則とする。

ただし、登録認定機関が存在しない場合、又は天災等の理由により登録認定機関の業務を実施することが困難な場合については、例外的な大臣認定を暫定的に可能とする方向で検討する。

(2) 登録認定機関に対する適合命令、業務改善命令を創設する。

認定業務規程及び認定手数料の認可制が届出制となることを踏まえ、事後チェック手段として、認定業務の迅速かつ的確な是正を可能とする観点から、登録認定機関に対する登録基準への適合命令及び業務改善命令を創設する。

(3) 大臣への審査請求、役職員のみなし公務員規定及び秘密保持規定は廃止する。

登録認定機関が行政代行でなく、民間機関として認定業務を実施する観点からの見直しとして、大臣に対する審査請求、役職員のみなし公務員規定及び秘密保持義務は廃止する。

3. 登録認定機関、認定事業者の認定取消等（出口段階）

(1) 適合命令、業務改善命令を経て業務停止又は登録停止とする。

基本的に、認定業務停止命令又は登録取消の前に、登録基準への適合命令又は業務改善命令を行うこととする。

(2) 登録認定機関に認定取消権限を付与する。

登録認定機関に認定事業者の認定取消権限を付与。（登録基準として、認証機関

による認定取消を前提とするISOガイドを採用した場合には、整合性を確保する観点からも必要)

大臣による認定取消は、例外的な大臣認定に限定することを検討する。

また、認定事業者は、認定を受けた登録認定機関による定期監査を受けることを法定化し、定期監査をうけない場合は認定が失効することを検討する。

### (3) 登録認定機関の登録取消等の場合における措置

認定を受けた登録認定機関が登録取消等となった場合、認定事業者は、他の登録認定機関による認定を受けることとする。

他に登録認定機関が存在しない又は天災等の理由により認定業務を実施することが困難な場合は、例外的な大臣認定として扱い、国又は農林水産消費技術センターによる定期監査を受けることを検討。

## 4. 有機JASに係る登録認定機関（論点整理）

「有機JASについても他の品目と同様の取扱としてよいか」として論点を以下のように整理し検討するとされた。

(1) 「改革実施計画」において「有機食品の規格に関しては、その制度導入の背景や、食品に対する国民の信頼回復の状況を注視しつつ、新たに導入を予定している消費者が食品の生産履歴情報を入手できる仕組みと併せ、登録機関による実施の方向で平成17年度までに検討し、結論を得る。」とされている。

(2) 有機JAS規格に係る登録認定機関に対する国の関与の仕方については、基本的に、制度のわかりやすさ及びその統一的な運用を図る観点から、他の品目と同様の取扱とすることが適当ではないか。

(3) ただし、有機JAS規格は、他のJAS規格と比べ

① 各国の制度との同等性が問われる場面が多く、各国が参照しているコーデックス（国際食品規格）のガイドラインとの整合性を考慮する必要があること。

② 表示規制とリンクした規格であること  
といった特色を有していることを考慮する必要がある。

(4) コーデックスガイドラインとの関係では、生産の方法のほか、検査認証システムが規定されていることを踏まえ、特に以下の2点について考慮する必要がある。

① 検査認証機関は、公的に「認可」されたものであること

② 秘密保持義務があること

(5) 表示規制との関係では、「有機」「オーガニック」等と表示するためには、有機JASマークを付ける必要があることから、有機JAS規格が表示の信頼性を担保する上で重要な役割を担っていることを考慮する必要がある。

(6) 客観的かつ包括的な登録基準を設定することにより、(4)及び(5)が満たされれば、有機JAS規格についても他の品目と同様の取扱とすることが適当ではないか。

## 5. 登録格付機関による格付の扱い（論点整理）

「登録格付機関による格付の制度は、廃止又は縮小してはどうか」として論点を以下のように整理し検討するとされた。

(1) 平成11年のJAS法改正により、登録認定機関に認定された製造者等による自己格付が主流となり、登録格付機関の業務は、認定を受けていない一般製造業者の製品に

対する□種格付（ロットごとにサンプリングを行い検査格付をする）のみとなった。

実態としても最近、JAS規格の廃止又は格付ニーズの低下等により登録格付機関の業務を廃止する法人が増える一方で、登録格付機関の新規登録はなく、今後もその可能性は低いと見込まれる。

(2) JAS規格の内容を見ても、製造方法等が指定されている品目や食品添加物を含む原材料が限定されている品目が多い。このため、格付にあたり原材料の使用や製造方法といった生産工程の把握が必要であり、実態として最終製品のみ検査による□種格付では対応できない。

(3) 最終製品の検査だけでなく、製造業者等の日頃の業務の実態を把握できる登録認定機関制度のほうが、JASマークが付けられた商品の信頼性の向上に資するのではないか。

以上の点を踏まえると、登録格付機関制度については、廃止又は縮小の方向で検討していくべきではないか。

(4) 他方、畳表及び生糸及び林産物については、今後もI種格付のニーズが見込まれる状況にあり、これらにどう対応するかという問題がある。

#### 6. 都道府県及び農林水産消費技術センターによる格付の扱い（論点整理）

仮に登録格付機関制度を何らかの形で存続させるとなった場合の論点として、以下が挙げられている。

「行政代行でない、公正・中立な第三者機関による検査」という観点から、都道府県及び農林水産消費技術センターについても、登録を受けずに直接格付を行う制度は廃止すべきではないか。（民間機関と同様の登録基準を満たして登録格付機関として登録されなければ、格付を行えない。）

### III JAS規格・認証制度の今後のあり方

#### 1. 現行JAS規格の制定・見直しの基準（抜粋）

改正を検討する観点として、以下が挙げられている。

- ア 食品添加物を必要最小限度とする等、消費者ニーズの変化に対応した製品を提供する。
- イ 実需者向けに取引の合理化を図る。
- ウ 国際規格との整合性を図る。

#### JAS規格の新規規定

新規制定品目	
農産物缶詰及び農産物瓶詰合板	野菜、果実等の缶詰及び瓶詰の既存の4規格を廃止し統合 普通合板、構造用合板等の合板関係の既存の6規格を廃止し統合
手延べ干しめん	特定JAS規格
生産情報公表牛肉	特定JAS規格
検討中の品目	
生産情報公表豚肉	特定JAS規格
有機畜産物	特定JAS規格
有機飼料	特定JAS規格

平成12年以降のJAS規格の見直し状況

	改正	確認	廃止	未検討	合計
規格数	45	1	30	25	101

2. JAS規格制度の今後の展開方向

本年1月の検討委員会においては、今後のあり方についての検討が進められるが、検討のたたき台として、事務局から現行のJAS規格制度における課題と展開方向について論点をとりまとめ提示している。

ここでは、そのうち、今後の展開方向についての論点の概要を紹介する。

(展開方向として提示された項目)

- ① JAS規格の概念の明確化
- ② JASマークの内容をより積極的に表現普及
- ③ 認定の技術的水準を具体的に規定・充実
- ④ 幅広く表示の真正性を担保するJAS規格の検討
- ⑤ 制定・見直しの基準に上記の概念を明確に反映

(1) JAS規格の概念（コンセプト）の明確化

- ① 個別品目の規格について、それぞれミニマム規格（品位、成分、性能等標準的な品質の基準）か、エクセレンス規格（標準的な食品に対する上乘せ規格）かを明確化する。品目によっては双方を設けて等級化する。
- ② 個別品目の品質表示基準に代えて、ミニマム規格として名称及び品質の基準等を定めることにより、柔軟な形で品目ごとの標準を示す。
- ③ 有機JASのように特定の側面に視点をあてた品目横断的な規格の制定を推進する。

(2) JASマークのあり方

- ① マークが目立たない等に対応するため、マークの色、大きさ、表示位置等、視覚的要素を検討する他、ミニマム規格とエクセレンス規格で色等を区別する。
- ② JASマークの意味を明らかにするため、具体的な内容、例えば、「添加物不使用」等当該規格の具体的な内容を表す特別な強調表示を推奨するとか登録認定機関名を付記する（第三者認証）。
- ③ 最終製品に「原材料としてJAS品を使用」の表示を推奨する。

(3) 認定の技術的水準等のあり方

- ① 認定の技術的水準の要求事項をより具体的に示す。
- ② 内部規程に定めるべき具体的内容を告示又はガイドラインに示す。
- ③ 表示への疑義食品事故等問題が生じた際の原因究明を容易にするため、認定の技術的基準に、製造・品質管理等の記録の作成・保存義務を規定する。
- ④ ISO9001等の認証取得事業者については、JASの認定審査及び監査の簡素化を検討する。

(4) 表示とリンクしたJAS規格の検討

- ① 「有機」「生産情報」の他にも義務表示事項以外の強調表示等表示内容の真正性を第三者が認証するJAS規格を検討する。

例えば、JAS規格として、義務表示事項以外に表示すべき事項や表示方法について



て定めた上で、表示を行うための情報の把握管理処理体制について、登録認定機関が認定を行う仕組みが考えられる。

- ② 弁当、惣菜等のように義務表示する事項が多いものについては、かえって表示が判りにくくなっているのでは、何らかのJAS規格についての認定事業者であること、インターネットでの開示等を行うことを条件に、一部の義務表示項目の省略又は簡素化を認めることについて検討する。

(5) JAS規格の制定・見直しの基準への反映

- ① 品目横断的な規格の制定を推進する。
- ② 認定事業者の数又はシェア等から、規格の利用度を判断する。
- ③ ミニマムかエクセレンスか性格を明確化し、どちらにもならない規格は廃止を検討する。

3. 今後のあり方に関する主な委員意見

今後のあり方については、まだ検討が始まったばかりであるので、ここでは参考のため、各委員からの意見を紹介するに留める。

(1) JAS規格の意義について

規格中心から表示重視へと変遷してきており、JAS規格の意義を今一度問い直す必要がある。

JASマークを誇りとする事業者もあり、商品選択に数秒しかかけない中で国のお墨付きのマークがほしいという消費者の要望もある。

JASマークを商品選択の指標にしている人もかなりいる。

JAS規格は時代に合うものに変えていく必要があるが、暮らしに役立つ制度として育てていきたい。

JASマークがついていないからといって、JAS規格の重要性が落ちたとはいえない。飲食料品を海外から輸入する際、格付を受けないものであってもJAS規格を基準として参照していることも多い。

(2) 新たなJAS規格について

現行のJASは、消費者の商品選択の基準になっていない。事業者では、JAS規格は取引上の最低基準として使用しているが、JASマークをつけることまで求めている。新しいニーズに応えるようJAS規格を考えるほうが建設的である。

必要なJAS規格は残していき、新しいタイプのJAS規格、例えば高齢者を対象にしたシルバーJAS、HACCPやGMP（適正製造規範）の考え方を取り入れたJAS、環境配慮JAS、ペットフードのJASなども考えられないか。

JAS規格による厳密な枠組みの設定により、新商品の開発の足枷となる場合があり、JAS規格にもっと柔軟性を持たせてもよいのではないか。

JAS品を原料として使用した場合、消費者の目に触れる最終製品にもJASマークを付けられる仕組みは考えられないか。

JAS規格が「エクセレンスの証」であるのであれば審査機関の質の高さが求められ、審査機関の地位も保証すべきであり、「ミニマムの基準」であるのであれば事業者の自己責任による判断と事後的な行政のモニタリングという仕組みになるのではないか。

### (3) JAS規格の見直し基準について

規格の見直しの際、現行の見直し基準によれば、格付率が低ければ廃止されるが、業界で一社でもJASマークが付きたいという場合には、それを考慮してもよいのではないか。

5年ごとの規格見直しで1サイクル目は現在の規格の見直し基準でやっていくが、2サイクル目の見直しの基準は前もって検討すべきではないか。

### (4) 外国制度との同等性等

現在、登録外国認定機関にはJAS制度と同等の格付の制度を有する国の認定機関しかなれないが、欧米では非同等国であっても信頼のおける認定機関であれば認定業務の実施が認められている。このような機関も登録認定機関となることができる仕組みを検討すべきではないか。

有機の認定輸入業者の業務について、JAS規格では使用が認められないが、規格の同等性のある外国で使用が認められている規格の添加物が存在する場合、その添加物を使用した外国の有機の製品は、JASと同等性のある国の政府機関の証明書があれば、輸入業者はJAS規格への適合性を確認しなくても格付の表示が可能であるように解釈できるかどうか。

同等性のある国の政府機関の証明書が発行される場合には、第三国の有機食品についても格付の表示が可能であるように解釈できるかどうか。

## 環境問題連絡

# フロン回収の徹底について

—環境省・経済産業省—

平成16年2月3日付で、農林水産省より「“フロン回収破壊法”の周知徹底等について」の通達があった。

平成14年度より実施した「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の周知徹底が行き渡らない結果の指示であった。

更にその後2月9日付で環境省・経済産業省からその内容の説明があった。

今回はその説明文と関連する法律の抜粋を以下に掲載するので、ロジスティクスの現場における処理に誤りのない様に参考にして頂きたい。

## 第1種特定製品に係るフロン類の回収の徹底について

平成16年 2月 9日

環 境 省  
経 済 産 業 省

### 1. 現 状

平成14年度の第1種特定製品（業務用冷凍空調機器）に係るフロン類の回収実績は、回収量で見た場合には、前年度比約6割増加したものの、当該年度に廃棄されたと見込まれる総廃棄量（業界推定）から推計した回収率で見た場合には、約4割と低調なものと見込まれる。

### 2. 問題点

平成14年4月からフロン回収破壊法により業務用冷凍空調機器のフロン類の廃棄時には、その廃棄者はフロン回収業者に依頼してフロンを回収するよう義務付けられているが、機器の廃棄時に廃棄者等が法令を熟知していないこと等から、これが遵守されていないおそれがある。

### 3. 法令の周知・徹底

このため、これまでの新聞、テレビ等を用いた法令周知に加え、昨年3月に実施した第2種特定製品（カーエアコン）の法令周知に習い、業務用冷凍空調機器についてもその機器（冷媒としてフロン類が充填されているものに限る。）を保有する会員をもつ関係団体に対し、その団体を所管する省庁を通じ、文書にて法令の周知・徹底を行うこととする。

### 4. 具体的周知内容

(1) 業務用冷凍空調機器の廃棄について冷媒としてフロン類が充填された業務用冷凍空調機器を廃棄する場合には、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者（業務用冷凍空調機器の設置・メンテナンス業者等でフロン類の回収を業として行う者として都道府県知事の登録を受けたもの）にそのフロン類を引き渡すこと。

(2) 建物等に付帯する業務用冷凍空調機器の廃棄について

① 冷媒としてフロン類が充填された業務用冷凍空調機器を廃棄する必要がある建物等の解体、修繕又は模様替の工事を発注する際には、受注業者に委託して工事着手前に十分な調査を行い、フロン類の回収を工事計画に適切に位置づけること。

② 上記工事の実施にあたっては、①の工事計画を踏まえ、業務用冷凍空調機器のフロン類を都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者に確実に引き渡されたことを確認すること。

(参 考)

平成 14 年度推計廃棄量の構成比 (業界推定)

(%)

	CFC	HCFC
大型冷凍機等	17	0
店舗用冷凍倉庫ユニット	9	0
ショーケース	62	0
パッケージエアコン	0	90
冷蔵庫	6	0
その他	6	10
合 計	100	100

C F Cショーケースの内訳

ビール	31	・酒類メーカーから小売店等に貸与
乳業	15	・乳業メーカーが小売店等に斡旋
清涼飲料水等	14	・清涼飲料水メーカー等がリース又は斡旋
冷凍食品等	8	・食品メーカー、小売店の所有又はリース
CVS	6	・リース
その他 (小売店等)	26	・小売店の所有
計	100	

H C F Cパッケージエアコンの内訳

店舗用	45	・商店所有又ビル管理者
ビルマルチ	35	・ビル管理者所有
設備用	20	・工場又はビル管理者所有
計	100	

[別 添]

フロン類の適正な処理について

・ 第一種フロン類回収業者の登録

第一種フロン類回収業 (第一種特定製品が廃棄される際にフロン類を回収する業) を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けること。(第 9 条から第 18 条関係)

・ 第一種特定製品廃棄者及び第一種フロン類回収業者のフロン類引渡等の義務

第一種特定製品を廃棄しようとする者 (第一種特定製品廃棄者) は第一種フロン類回収業者にフロン類を引き渡し、第一種フロン類回収業者はフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡すこと。(第 19 条から第 21 条関係)

・フロン類の放出の禁止

何人も、みだりに特定製品からフロン類を放出してはならないこと。（第 65 条関係）

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（抄）

（平成十三年六月二十二日 法律第六十四号）

（第一種フロン類回収業者の登録）

第九条 第一種フロン類回収業（第一種特定製品が廃棄される場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

（第一種特定製品廃棄者の引渡義務）

第十九条 第一種特定製品を廃棄しようとする者（以下「第一種特定製品廃棄者」という。）は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。

（第一種フロン類回収業者の引取義務）

第二十条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者から前条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2 第一種フロン類回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。

（フロン類の放出の禁止）

第六十五条 何人も、みだりに特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出してはならない。

第七章 罰 則

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

八 第六十五条の規定に違反して特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出したもの

# ホームページ開設

－ 2月4日－

2月4日(水) 立春の日、当協会ホームページが開設された。かねてより「公益法人の情報開示の義務化」の一端として、当局より要請のあった事を受けた事と、「日食協標準システム」の普及及び改廃・追加等の伝達ツールとして使う2つの目的を兼ねて開設したものである。

この為に事務局にもパソコン2台を新たに投入して態勢を整えた。

公益法人の情報開示の姿勢を示すものとして、前年度の事業報告、定款、会員名簿等を掲載。一方「標準システム」として1999年4月に作成した「第二版(機能追加)」及びそれ以降の改廃と追加を掲載した。しかし、今後の情報についての編集及びその内容については、情報システム委員会・EDIワーキンググループにて検討中であり、広報ツールとしては未完成である。

ホームページアドレスは

<http://homepage3.nifty.com/nsk-nhk/>



